

最低制限価格の取扱いについて

豊後大野市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（設計金額が1億円未満かつ総合評価落札方式を適用しない工事に適用）について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年6月1日以降に指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

設計額

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費等×68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5 / 10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2 / 10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(解体工事の最低制限価格制限割合は、7.5/10とする。)

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

予定価格×制限割合

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。